

令和 7 年12月

駐 車 対 策 の 現 状

警 察 庁 交 通 局

目 次

第1 駐車問題の現状

1 瞬間路上駐車台数	1
2 駐車車両への衝突事故等	1
3 駐車問題に関する110番通報	3

第2 総合的な駐車対策の推進

1 駐車規制の延長距離	3
2 より合理的な駐車規制の推進	3
(1) 要望意見への積極的対応	4
(2) 物流の必要性への配慮	4
(3) 時間制限駐車区間規制の実施の検討	5
(4) 自動二輪車等に配慮した駐車対策の推進	7
3 高齢運転者等専用駐車区間制度の運用	7
(1) 高齢運転者等専用駐車区間の設置状況	7
(2) 高齢運転者等標章交付状況	8
4 違法駐車の効果的な取締り	8
(1) 違法駐車の実態	8
(2) 悪質な駐車違反に係る責任追及	9
5 関係機関・団体等との連携による駐車対策の推進	9
(1) 関係機関・団体等との連携の強化	9
(2) 駐車場の整備等の働き掛け	9
6 バリアフリーのための駐車対策の推進	10
7 自動車の保管場所の確保対策の推進	11
(1) 自動車保管場所証明等	11
(2) 保管場所法違反等の取締り	11
(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）	12

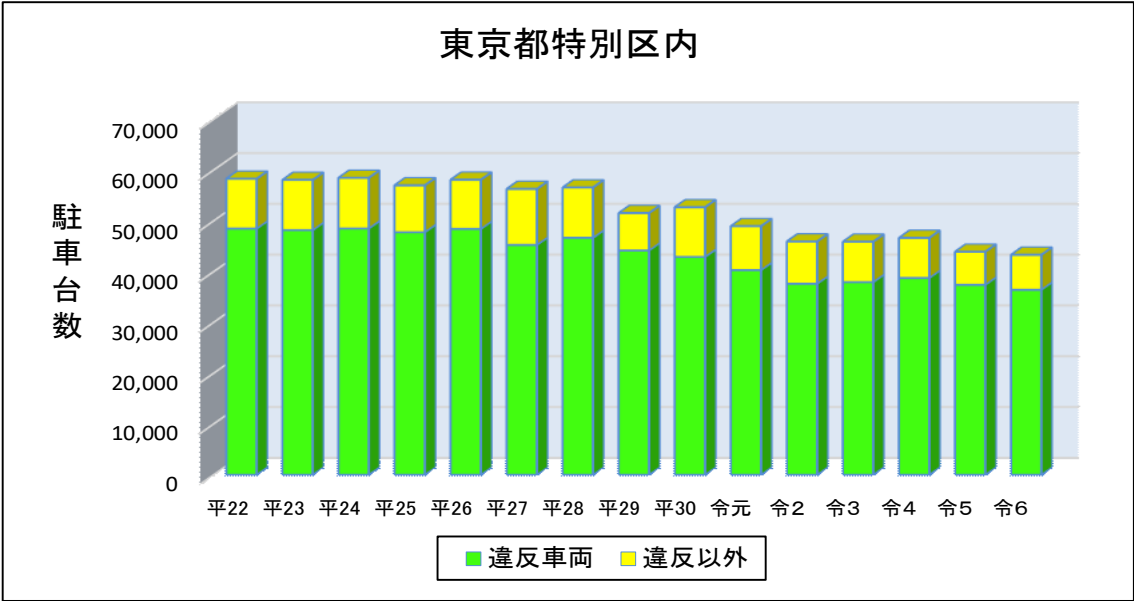
第 1 駐車問題の現状

1 瞬間路上駐車台数

令和 6 年に実施した調査によると、東京都特別区における瞬間路上駐車台数は約 4 万 3, 0 0 0 台（前年比約 1. 4 %減少）であった（図表 1 参照）。

平成 2 2 年と比較すると、減少しているものの、違法駐車は依然として幹線道路等における交通渋滞の要因となっているほか、駐車車両への衝突事故や駐車車両に起因する交通事故が後を絶たず、道路交通への著しい障害となっている。

図表 1 東京都特別区における瞬間路上駐車台数の推移(平成 2 2 年～令和 6 年)

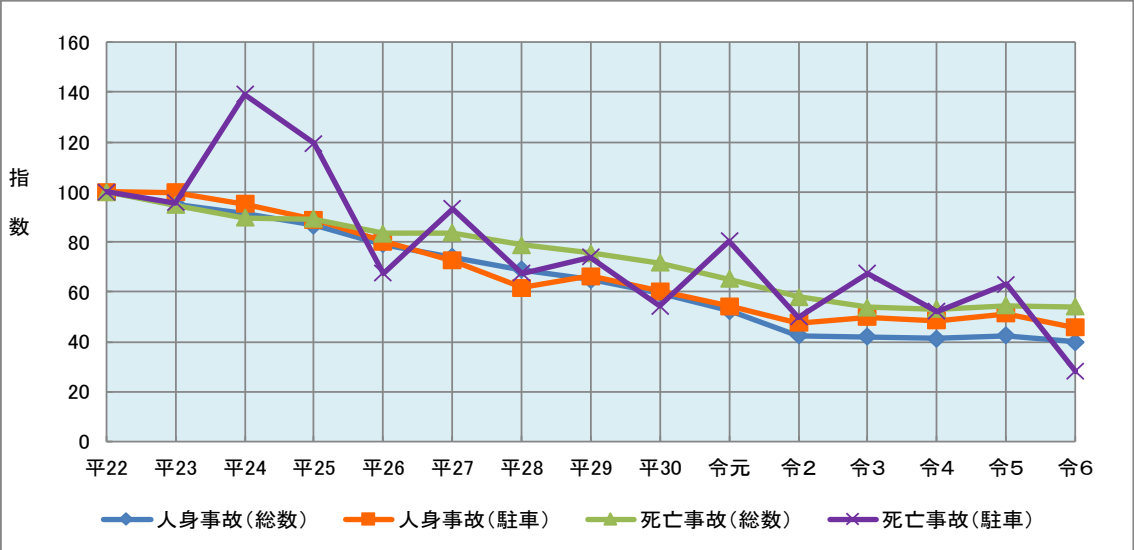


区 分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
瞬間路上駐車台数合計	58,277	58,065	58,465	56,984	58,080	56,277	56,574	51,536	52,675	48,948	45,930	45,890	46,642	43,908	43,314
うち違反以外	9,797	9,884	9,968	9,223	9,669	11,006	9,905	7,368	9,773	8,636	8,311	7,944	7,886	6,499	6,884
うち違反車両	48,480	48,181	48,497	47,761	48,411	45,271	46,669	44,168	42,902	40,312	37,619	37,946	38,756	37,409	36,430
駐車台数に占める割合	83.2%	83.0%	83.0%	83.8%	83.4%	80.4%	82.5%	85.7%	81.4%	82.4%	81.9%	82.7%	83.1%	85.2%	84.1%

2 駐車車両への衝突事故等

令和 6 年中の駐車車両への衝突による交通事故については、人身事故の発生件数が 6 1 5 件、うち死亡事故の発生件数が 1 3 件（死者 1 4 人）であり、共に減少傾向で推移している。また、駐車車両に起因した交通事故については、人身事故の発生件数が 7 2 6 件、うち死亡事故の発生件数が 8 件（死者 8 人）であった（図表 2 参照）。

図表2 駐車車両への衝突による交通事故の推移（平成22年～令和6年）



【駐車車両への衝突による交通事故発生状況】

区 分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
人身事故件数	725,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
駐車車両衝突	1,347	1,346	1,284	1,200	1,079	976	832	892	811	731	640	671	652	690	615
死亡事故件数	4,808	4,560	4,307	4,293	4,013	4,028	3,790	3,630	3,449	3,133	2,784	2,583	2,550	2,618	2,598
駐車車両衝突	46	44	64	55	31	43	31	34	25	37	23	31	24	29	13
駐車車両衝突死者数	50	45	69	58	32	44	35	37	26	40	24	34	25	31	14

※ 第1又は第2当事者が駐車車両（運転者不在）の場合を計上

【駐車車両等に起因した交通事故発生状況】

区 分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
人身事故件数	2,438	2,211	2,051	1,915	1,595	1,721	1,565	1,466	1,364	1,168	942	894	847	815	726
うち死亡事故件数	8	12	17	15	12	10	4	8	10	10	14	9	3	7	8
死 者 数	8	12	17	15	12	10	4	8	10	10	14	9	3	8	8

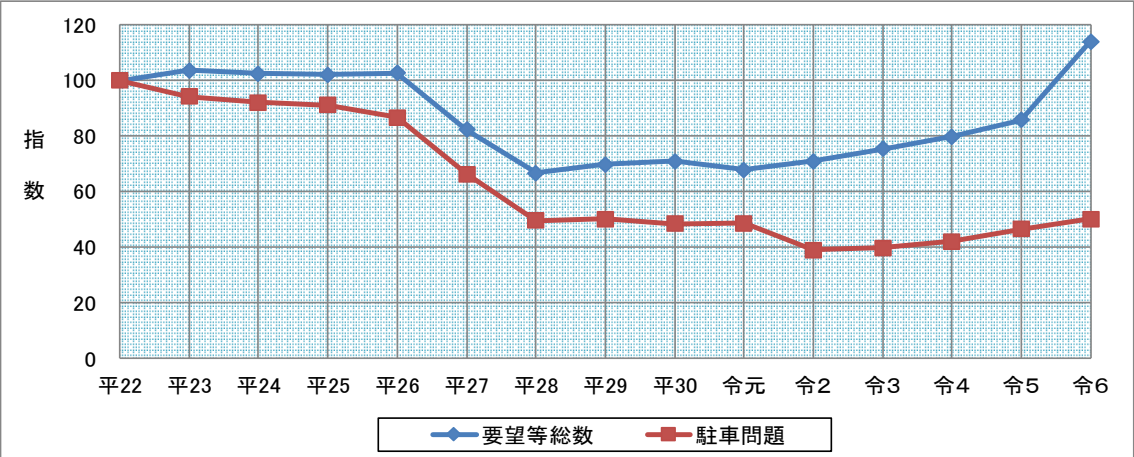
※ 第1又は第2当事者に、駐停車車両に起因する要因があった事故を計上

※ 駐車車両起因相互の事故は1件として計上

3 駐車問題に関する110番通報

令和6年中の駐車問題に関する要望・苦情・相談に係る110番通報の件数は約9万4,600件であり、要望・苦情・相談に関する110番通報件数の総数（約121万9,400件）の約7.8%を占めている。ここ数年、その件数は増加傾向にあり、駐車問題に関する国民の関心の高さがうかがえる（図表3参照）。

図表3 駐車問題に関する110番通報件数の推移（平成22年～令和6年）



区分	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
要望等総数	1,070,775	1,108,231	1,096,867	1,092,142	1,097,855	880,664	713,365	745,894	759,424	725,556	758,408	806,913	854,313	917,115	1,219,416
うち駐車問題	188,585	177,400	173,756	171,641	163,589	124,977	93,328	94,753	91,412	91,499	73,566	75,099	79,365	87,557	94,612
その構成率	17.6	16.0	15.8	15.7	14.9	14.2	13.1	12.7	12.0	12.6	9.7	9.3	9.3	9.5	7.8

第2 総合的な駐車対策の推進

1 駐車規制の延長距離

駐車規制は、駐車による交通の危険を防止し、交通の円滑を図るため、道路の構造や地域の交通実態に応じて実施している。

令和6年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく駐停車禁止又は駐車禁止規制の規制延長距離は約16万9,146kmとなっている。

2 より合理的な駐車規制の推進

駐車規制については、より合理的なものとなるようきめ細かな見直しを推進しており、平成16年1月から令和6年3月末までの間に、全国において、4万3,054区間（約3万3,043km）にわたる駐車規制の解除・緩和を図っている。

今後も、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地方公共団体、道路管理者、関係事業者等による自主的な取組を働き掛けるとともに、以下の点に留意して、交通実態の変化に即した駐車規制を推進することとしている。

(1) 要望意見への積極的対応

駐車規制については、交通参加者や地域住民の要望意見に十分配慮しつつ、交通の安全と円滑を図る観点から、実施又は緩和を行っており、特に駐車規制の緩和に係る要望であって、地域住民等の意見に基づき具体的な道路の部分进行特定して行われるものについては積極的な検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を講じている。

また、高齢者の移動を支える施策の充実の一つとして、公共交通機関を利用しやすくするため、令和2年に道路交通法等が改正され、自家用有償旅客運送の用に供する自動車等が路線バス停留所等において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を都道府県公安委員会が公示したものをする場合に限る。）については、停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外することとされた。

さらに、令和4年の道路交通法等の改正では、企業等による地域貢献及び新たな技術の実証を目的として、無償で住民等の運送が実施されている地域があることを踏まえ、当該規制から除外する対象を、旅客の運送の用に供する自動車に拡大し、無償で行う旅客の運送の用に供する自動車等についても路線バス停留所等の停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外することとされた。

(2) 物流の必要性への配慮

物流業務が国民生活上重要な役割を果たしている一方、中心市街地をはじめとする都市内において、道路上での貨物自動車（以下「貨物車」という。）による無秩序な駐車により交通渋滞等を引き起こされることもある。そこで、貨物の積卸し又は集配のため、貨物車の駐車が必要不可欠と認められる道路の部分について、一定の条件の下で貨物車を駐車規制の対象から除くこととするなど、物流業務に配慮した駐車規制の見直しに努めている。

《物流に配慮した駐車規制の実施例》



貨物集配中の貨物車に限り駐車規制から除くという規制の実施例



貨物集配中の貨物車に限り駐車可能とする規制の実施例

【貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し】

平成29年8月に「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」」（自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ）に「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたことを踏まえ、駐車規制の見直しを行っているところ、令和6年度末までに全国で新たに、195区間において駐車規制の対象から貨物集配中の車両を除外し、333区間において貨物集配中の車両を対象とする駐車可の交通規制を実施するとともに、貨物車専用・優先のパーキング・メーター等による211台分の駐車枠を整備した。

そのような中、トラックドライバーに時間外労働の上限が規制される、いわゆる2024年問題を受け、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方について盛り込まれた「規制改革実施計画」が令和6年6月21日に閣議決定されるなど、ますます貨物車の路上での駐車需要が高まっている状況にある。貨物集配中の貨物車を対象とする駐車規制については、こうした社会的変化に伴う駐車需要や交通実態等の変化に応じ、きめ細かく対応することが求められており、引き続き不断の見直しを行うこととしている。

また、駐車許可について、許可要件の明確化等を通じて運用の統一を図っているほか、申請書類の統一化等を通じて関係手続の合理化・簡素化を推進している。

(3) 時間制限駐車区間規制の実施の検討

路外駐車施設の整備が十分でなく、路上における短時間の駐車の需要が高いと認められる道路の部分について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制の実施を検討することとしている。

令和6年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている時間制限駐車区間規制は1,146区間（約290km）であり、パーキング・メーター1万1,525基、パーキング・チケット発給設備1,126基（駐車可能枠数6,689台分）をそれぞれ設置し、管理している（図表4参照）。

なお、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備のうち、利用率が低いものについては、撤去を検討することとしており、撤去後は自転車専用通行帯の整備、貨物集配中の車両等の駐車可規制等既存の道路空間の有効活用に配慮している。

《時間制限駐車区間規制の実施例》

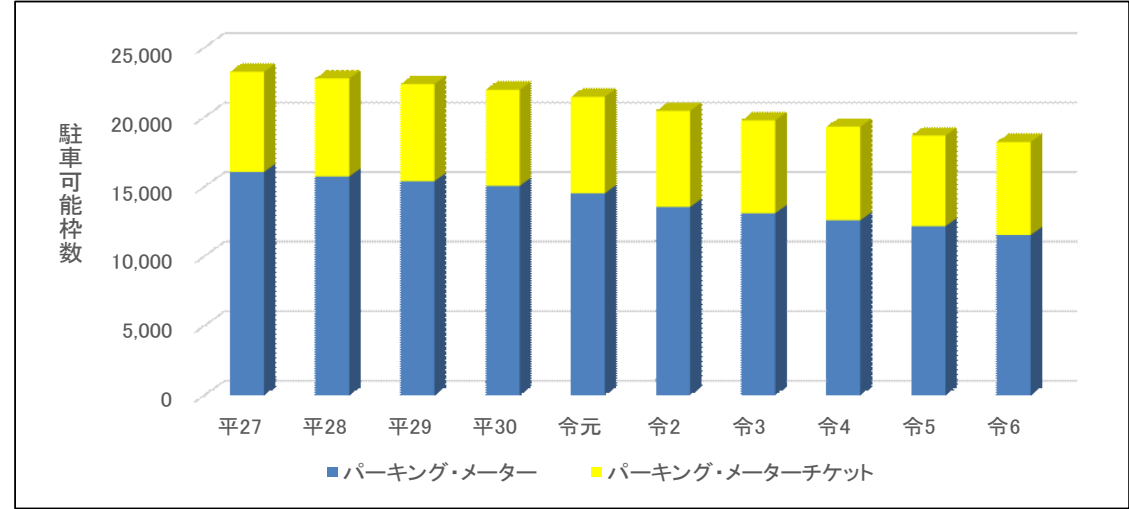


周辺施設の短時間利用者の利便性向上を目的とした時間制限駐車区間規制の実施例



貨物車の駐車需要に配慮した
貨物車専用時間制限駐車区間規制の実施例

図表４ パーキング・メーター等の設置状況の推移（平成２７年度～令和６年度）



区 分	年 度	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
メーター基数		16,064	15,730	15,392	15,056	14,525	13,540	13,087	12,585	12,153	11,525
チケット基数		1,143	1,126	1,119	1,112	1,126	1,126	1,102	1,096	1,093	1,126
駐車可能枠数		7,209	7,057	6,992	6,910	6,940	6,907	6,680	6,589	6,529	6,689
基数合計		17,207	16,856	16,511	16,168	15,651	14,666	14,189	13,702	13,246	12,651
枠数合計		23,273	22,787	22,384	21,966	21,465	20,447	19,767	19,174	18,682	18,214

注 1 「メーター」はパーキング・メーターを、「チケット」はパーキング・チケット発給設備を、それぞれ示す。
2 パーキング・メーターの駐車可能枠数は、設置基数と同数である。

《パーキング・メーターの撤去による道路空間の有効活用例》



普通自転車専用通行帯の整備

貨物集配中の車両やタクシーの駐車可規制

(4) 自動二輪車等に配慮した駐車対策の推進

自動二輪車等（自動二輪車又は原動機付自転車）の駐車需要が満たされていない地域については、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して、既存路外駐車場における自動二輪車等の利用を可能とする設備等の整備や自動二輪車等が駐車可能な路外駐車場の新設を働き掛けているほか、市区町村に対して、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の附置に係る条例の整備について働き掛けを行っている。

また、駐車需要が高いにも関わらず、周辺に駐車場が十分整備されていない路線について、一般に自動二輪車等の車体が四輪車と比べて小さいことや地域の交通実態を踏まえ、駐車禁止規制の対象からの自動二輪車等の除外や自動二輪車等を対象とする駐車可規制等を検討するなど、きめ細かな対応に努めている。

なお、令和4年に道路交通法等が改正され、特定小型原動機付自転車が新設されたことから、特定小型原動機付自転車の普及に伴う駐車需要にも関係機関と連携して的確に対応していく必要がある。

≪自動二輪車等に配慮した駐車対策の実施状況≫



自動二輪車又は原動機付自転車を駐車可能とする規制の緩和例

3 高齢運転者等専用駐車区間制度の運用

身体機能の低下が運転に影響を与えるおそれのある高齢運転者等を支援するため、道路標識により高齢運転者等専用駐車区間に指定されている場所では、高齢者等が運転し、都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り、駐車又は停車をすることができることとしている。

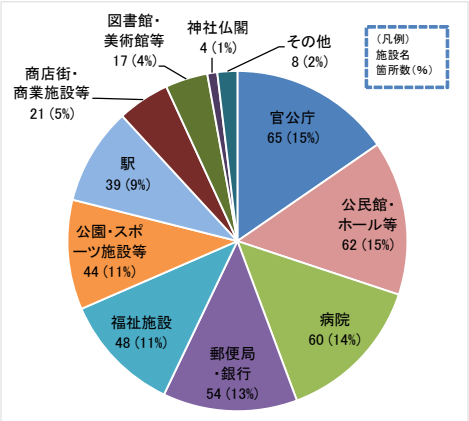
(1) 高齢運転者等専用駐車区間の設置状況

令和6年度末現在、高齢運転者等専用駐車区間の設置箇所数は、

- ・ 高齢運転者等専用駐車区間が418か所（1,267台分）
- ・ 高齢運転者等専用時間制限駐車区間が4か所（5台分）

となっており、高齢運転者等の利用が多い官公庁、公民館・ホール、病院及び郵便局・銀行等の周辺道路に設置している（図表5参照）。

図表 5 主な周辺施設の状況



《高齢運転者等専用駐車区間の設置例》



(2) 高齢運転者等標章交付状況

令和 6 年度末現在の高齢運転者等標章の有効枚数は 6 万 6, 1 7 2 枚で、道路交通法第 4 5 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者（7 0 歳以上の者）に対して 6 万 4, 9 6 5 枚を、同項第 2 号に掲げる者（両耳の聴力が補聴器を用いても 1 0 メートルの距離で 9 0 デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者及び肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者）に対して 5 9 2 枚を、同項第 3 号に掲げる者（妊娠中又は出産後 8 週間以内の者）に対して 6 1 5 枚を、それぞれ交付している。

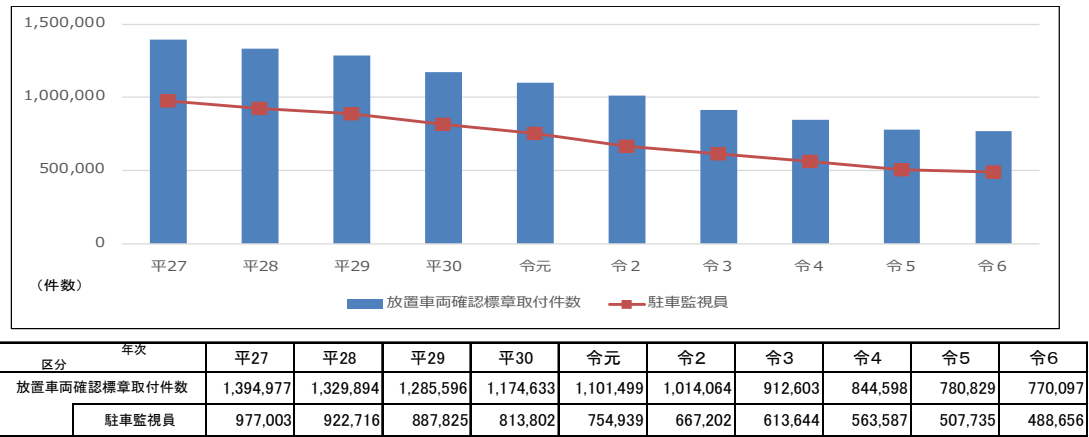
4 違法駐車の効果的な取締り

(1) 違法駐車取締り

放置車両の確認事務は、令和 7 年 4 月 1 日現在、全国 4 2 9 警察署において、5 3 法人に委託しており、約 1, 8 0 0 人の駐車監視員により、地域住民の意見、要望等を踏まえて策定・公表されているガイドラインに沿った、メリハリのある違法駐車取締りが行われている。

令和 6 年中の放置車両確認標章の取付件数は、7 7 万 9 7 件（うち駐車監視員によるものは 4 8 万 8, 6 5 6 件）であった（図表 6 参照）。

図表 6 放置車両確認標章取付件数（平成 2 7 年～令和 6 年）



(2) 悪質な駐車違反に係る責任追及

放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、運転者及び使用者の責任追及を徹底している。

令和6年中、放置違反金を納付しなかった者に対して滞納処分を9,152件（徴収件数）実施したほか、車検拒否は9,072件であった。また、放置違反金納付命令を繰り返し受けた車両の使用者に対して車両の使用制限命令を1,502件実施した。

5 関係機関・団体等との連携による駐車対策の推進

(1) 関係機関・団体等との連携の強化

ア 広報啓発活動

警察では、都道府県交通安全活動推進センター、報道機関等に対し、駐車車両への衝突による交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の高危険性・迷惑性についての情報を提供するなど、違法駐車抑止のための広報活動を行っている。

また、地域交通安全活動推進委員等の指導者を対象とする研修会の開催や、違法駐車の実態等に関する資料の配布等違法駐車抑止のための活動が効果的に行われるよう必要な支援を行っている。地域交通安全活動推進委員は、令和7年4月現在、約1万6,000人が都道府県公安委員会から委嘱を受け、広報啓発活動、協力要請活動、相談活動等を行っている。

イ 駐車対策協議会等の設立による各種駐車対策の推進

警察では、地方公共団体、道路管理者等と共に駐車対策協議会等を設立し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進している。

(2) 駐車場の整備等の働き掛け

ア 駐車場の整備状況

令和5年度末現在、駐車場の設置箇所数は、

- ・ 都市計画駐車場^{*1}が417か所（10万7,280台分）
- ・ 届出駐車場^{*2}が1万59か所（195万3,940台分）
- ・ 附置義務駐車施設^{*3}が8万1,142所（355万3,085台分）

となっている（図表7参照）。

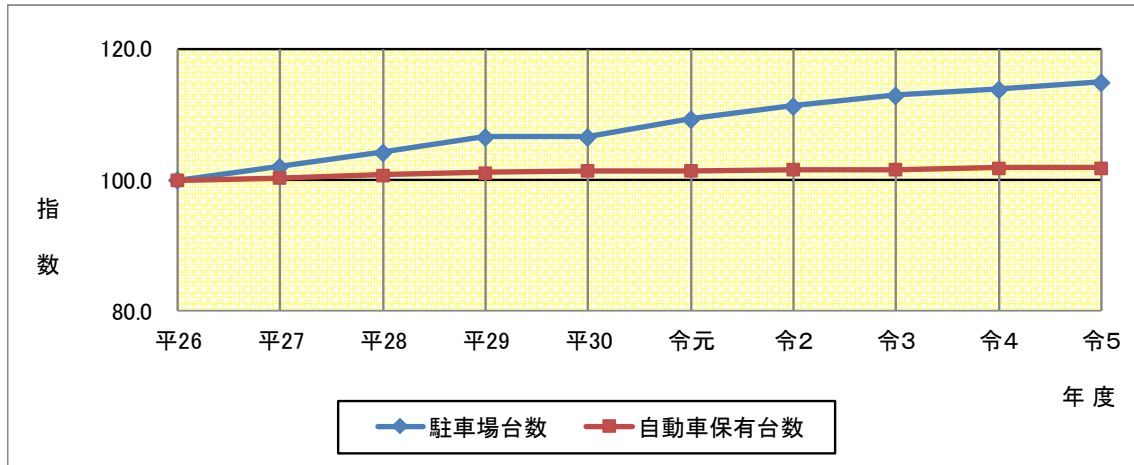
イ 駐車場の整備及び有効利用についての働き掛け

警察では、地方公共団体に対し、駐車場附置義務条例の制定、公共駐車場の整備等を働き掛けており、令和5年度末現在、駐車場附置義務条例を制定している自治体の数は196自治体（荷さばき駐車場の附置を義務付けている自治体の数は91自治体）となっている。

また、駐車対策協議会等の場を通じて、休日や時間外における駐車場の開放等を働き掛けるなど、既存駐車場の有効な利用について積極的な働き掛けを行っている。

図表7 駐車場の整備状況（平成26年度末～令和5年度末）

（台数）



区 分	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
都市計画駐車場	119,943	119,872	118,009	116,332	114,835	115,024	114,816	113,318	111,280	107,280
届出駐車場	1,699,455	1,762,050	1,805,432	1,823,115	1,878,182	1,874,730	1,881,067	1,899,396	1,936,137	1,953,940
附置義務駐車施設	3,068,737	3,106,853	3,170,324	3,271,052	3,347,922	3,396,053	3,442,350	3,505,529	3,514,442	3,553,085
路上駐車場	606	601	601	601	601	601	601	533	533	533
合 計	4,888,741	4,989,376	5,094,366	5,211,100	5,341,540	5,386,408	5,438,834	5,518,776	5,562,392	5,614,838
自動車保有台数	77,080,842	77,301,798	77,657,517	77,938,515	78,139,997	78,172,873	78,315,475	78,304,248	78,490,032	78,533,241

注 1 国土交通省「自動車駐車場年報（令和6年度版）」から作成

2 自動車保有台数は、登録自動車（道路運送車両法第4条）に二輪を除く軽自動車（同法第60条）を加えた数値である。

※1 都市計画駐車場

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設として、都市計画に定められた駐車場を都市計画駐車場という。

※2 届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模その他の必要事項を都道府県知事等に届け出なければならず、この届出がされた路外駐車場を届出駐車場という。

※3 附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内等において、延べ面積が一定規模以上の建築物を新築・増築する者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができ、この条例に基づき附置される駐車施設を附置義務駐車施設という。

6 バリアフリーのための駐車対策の推進

警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（昭和41年法律第45号）に基づく重点整備地区の生活関連経路を構成する道路等、高齢者、障害者等が生活上利用する施設の周辺等において、バリアフリーを妨げる横断歩道上、バス停留所周辺、視覚障害者誘導用ブロック上等の違法駐車車両に対する取締りを行うとともに、違法駐車防止のための広報啓発活動等を推進している。

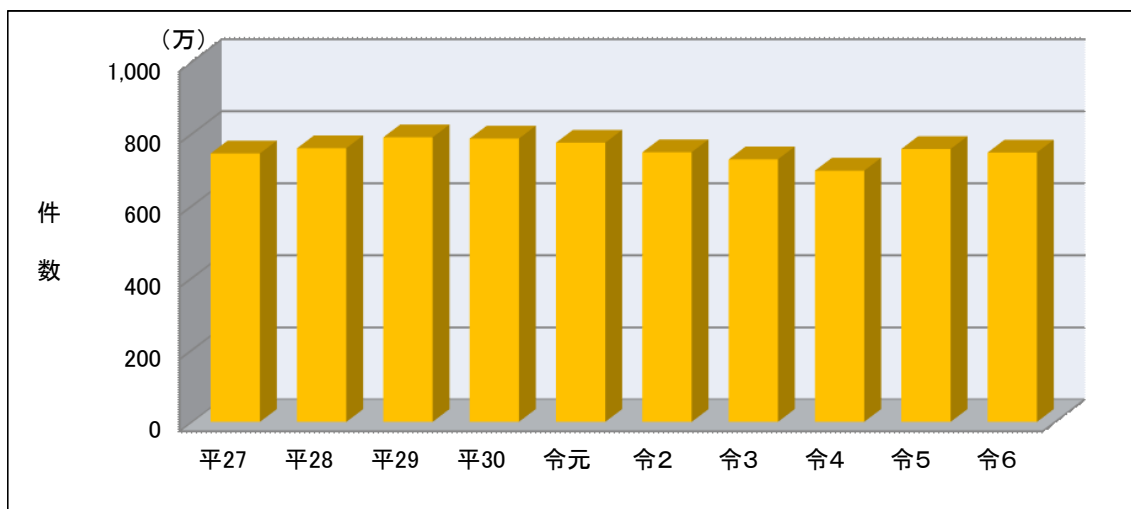
7 自動車の保管場所の確保対策の推進

(1) 自動車保管場所証明等

ア 自動車保管場所証明等の件数

道路が自動車の保管場所として使用されることを防止するため、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）に基づき、登録自動車の保管場所証明書の交付、軽自動車の保管場所に係る届出の受理等を行っている。令和6年中の自動車保管場所証明申請の受理件数は747万5,430件であった。（図表8参照）。

図表8 自動車保管場所証明申請受理件数の推移（平成27年～令和6年）



区 分	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
受理件数	7,449,155	7,594,205	7,896,400	7,861,563	7,747,711	7,481,957	7,284,938	6,972,516	7,572,844	7,475,430

イ 保管場所標章の廃止

令和6年の保管場所法改正により、令和7年4月1日から保管場所標章は廃止となった。

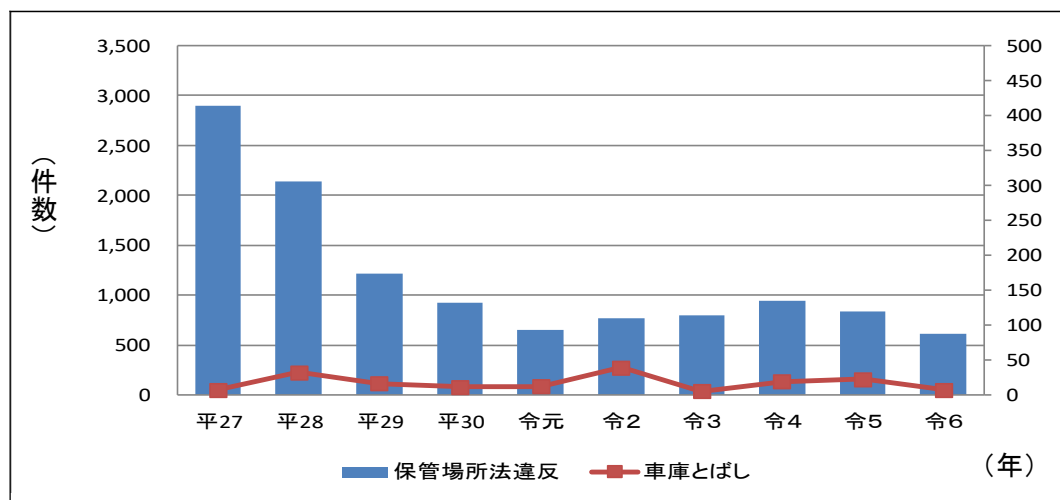
なお、令和6年中の保管場所標章の交付件数は851万629件であった。

(2) 保管場所法違反等の取締り

道路上を自動車の保管場所として使用し、又は自動車を道路上に長時間駐車するいわゆる「青空駐車」や、自動車の保管場所を確保していないにもかかわらず、自動車を保有するために、自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を偽って保管場所証明を受けるいわゆる「車庫とばし」は、道路使用の適正を阻害するほか、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすことから、こうした保管場所法違反等の取締りを推進している。

令和6年中の青空駐車等の取締り件数は617件、車庫とばし事件の検挙件数は8件であった（図表9参照）。

図表 9 保管場所法違反等検挙件数（平成27年～令和6年）



区分	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
保管場所法違反	2,899	2,136	1,214	930	654	768	803	943	842	617
車庫とばし	8	33	17	12	13	40	6	20	23	8

(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

自動車を保有するためには、保管場所証明申請、道路運送車両法に基づく検査登録、税・手数料の納付等の多くの手続が必要であるが、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で一括して行うことを可能としたのが自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）である。申請者等は、OSSを利用することで、複数の行政機関の窓口に出向くことなく、自宅等からインターネットに接続されたパソコンを介して24時間いつでも申請することができるため、手続に要する時間・手間を削減することができる。OSSは、平成17年から運用が開始され、これまで対象手続や対象地域を拡大しながら利便性の向上が図られてきた。

OSSによる保管場所証明申請については、令和5年1月から全都道府県において手続が可能となっており、今後も、関係機関等と連携しながら、更なる利便性の向上に努めることとしている。

また、令和7年12月から、軽自動車の保管場所届出手続に係る全ての手続が、デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト「e-Gov」からオンラインで手続を行うことができることとされた。